

諮問日：平成29年11月24日（平成29年度（最情）諮問第61号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（最情）答申第1号）

件名：二回試験の試験監督に関するマニュアルの一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「二回試験の試験監督の作業手順，修習生への説明コメント等を分刻みで決めたマニュアル（最新版）」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（司法研修所会場用）」及び「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（大阪会場用）」（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については，別紙記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年10月4日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 裁判所職員採用試験の筆記試験の実施要領書（平成24年3月27日付け人事局長通達）は苦情申出人に対して開示されたことがあるから，本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の全部が本当に不開示情報に相当するのか不明である。高度の倫理観を有する司法修習生が試験妨害行為や不正行為に及ぶおそれは小さいといえるから，試験妨害行為や不正行為が容易となる高度の蓋然性がある部分に限り，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に相当す

るにすぎない。

- 2 司法研修所には関係者しか立ち入ることができないから、司法研修所については、大阪会場よりも開示範囲を広げるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には、運営責任者等の試験実施担当者の試験前の準備作業、現場打合せの内容、不正行為防止に関する具体的な行動や不測の事態への対応方針等が、試験実施担当者の作業手順と一体となる形で具体的かつ詳細に記載されている。

苦情申出人に開示された人事局長通達は、主に裁判所職員採用試験担当者の試験当日の作業手順等について、試験室内の事務を中心として時系列的に記載したものであり、本件対象文書とは実質的内容面で大きく異なる。

- 2 本件不開示部分のうち電話番号及び内線番号については、これらが公になると、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障を来すなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（司法研修所会場用）」109頁の不開示部分については、一般の来庁者の出入りが想定されず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、これらが公になると、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

その他の不開示部分については、これらが公になると、試験準備段階から試験終了後の作業までの各段階における試験実施担当者の動静に加えて、いかなる事態を想定して対応策を定めているかなどが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為が容易となるなど、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月24日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月4日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 (1) 本件対象文書は、いずれも平成27年度の司法修習生考試に関する事務要領であり、原判断は、その一部について不開示としたものであるところ、苦情申出人は、本件不開示部分を開示すべきであると主張するから、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- (2) まず、本件不開示部分のうち電話番号及び内線番号については、これらが公になると、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障を来すなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。
- (3) また、「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（司法研修所会場用）」109頁の不開示部分については、見分の結果、一般の来庁者の出入りが想定されず、セキュリティの確保が要請される場所が記載されていることが認められるから、これらが公になると、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。
- (4) その他の不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く記載部分については、本件対象文書を見分した結果、試験実施担当者の試験前の準備作業、現場打合せの内容、不正行為を防止するための行動や不測の事態への対応方針等が記載されており、これらの記載部分を公にすることにより、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、別紙記載の各部分については、既に苦情申出人に開示されている

応試心得について記載されているにすぎず、その記載内容に照らして、これらの記載部分を公にすることにより、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれが生じるものとは認められない。

(5) したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く記載部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当するものと認められるが、別紙記載の各部分は開示するのが相当である。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、別紙記載の各部分は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（司法研修所会場用）」のうち6丁目21行目及び22行目
- 2 「平成27年度（第69期）司法修習生考試事務要領（大阪会場用）」のうち6丁目21行目から23行目まで